

北海道大学大学院獣医学研究院及び人獣共通感染症リサーチセンター 倫理委員会内規

(平成26年2月27日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人北海道大学における人を対象とする医学系研究に関する規程（平成27年海大達82号）第8条第2項及び国立大学法人北海道大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程（平成14年海大達10号）第4条第2項に基づき、北海道大学大学院獣医学研究院及び人獣共通感染症リサーチセンター（以下「研究院等」という。）において行われる人体及び人体より採取した試料等を用いて行う研究（以下「人体及びヒト試料研究」という。）において、倫理問題に係わる事項について調査・審議することを目的として、研究院等に北海道大学大学院獣医学研究院及び人獣共通感染症リサーチセンター倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、研究院等の長からの諮問に基づき、研究院等で行われる人体及びヒト試料研究の実施責任者（以下「実施責任者」という。）から申請された研究計画について、倫理のあり方についての必要事項について、倫理的及び社会的観点から調査・検討し審議することを任務とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学院獣医学研究院の教授又は准教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授及び特任准教授の職にある者を含む。） 3名
- (2) 人獣共通感染症リサーチセンターの教授又は准教授（国立大学法人北海道大学特任教員就業規則（平成18年海大達第35号）第3条第2号に該当する特任教員のうち、特任教授及び特任准教授の職にある者を含む。） 3名
- (3) 研究院等以外の自然科学の有識者 若干名
- (4) 人文・社会科学（倫理・法律を含む）の有識者 若干名
- (5) 一般の立場を代表する外部の者 若干名
- (6) その他研究院等の長が必要と認めた者

2 研究院等の長は、前項第1号又は第2号の委員になることができない。

3 委員会は、男女両性の委員で構成されなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者を含む委員の3分の2以上の出席がなければ

議事を開くことができない。

- (1) 第3条第1項4号及び5号に掲げる委員各1名以上
- (2) 研究院等に所属しない委員2名以上
- (3) 男性及び女性の委員

2 審査対象となる研究計画に関係のある委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることができない。

3 委員会が必要と認めるときは、実施責任者の出席を求め、研究計画の内容等について説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の全会一致をもって決する。ただし、委員会において審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、出席委員の3分の2以上の多数をもって決することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(迅速審査)

第9条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する事項に関する審査については、あらかじめ委員長が指名する委員に迅速審査を行わせることができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更
- (2) 共同研究であって、既に本研究院等以外の主たる研究機関において倫理委員会の承認を受けた研究計画
- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 委員長は、迅速審査の結果については、全ての委員に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、改めて委員会の審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当な理由があると認めるときは、速やかに委員会を開催し、当該事項について審議しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、獣医学系事務部庶務担当において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年7月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。